

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和1年8月22日(2019.8.22)

【公開番号】特開2019-114350(P2019-114350A)

【公開日】令和1年7月11日(2019.7.11)

【年通号数】公開・登録公報2019-027

【出願番号】特願2017-245115(P2017-245115)

【国際特許分類】

H 01 R 24/44 (2011.01)

【F I】

H 01 R 24/44

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月8日(2019.7.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一对の雌側内導体と、雌側誘電体とを有し、

前記一对の雌側内導体は、雄側内導体のタブが挿入される箱形接続部を有し、

前記雌側誘電体は、第1部材と、前記第1部材より誘電率の低い材料からなる第2部材とを合体して構成され、

前記雌側誘電体には、前記一对の雌側内導体が並列配置して収容され、

前記第2部材には、一对の前記箱形接続部の間を区画するように配された隔壁部が形成され、

前記隔壁部の外側面と前記箱形接続部の外側面との間に空気層が構成され、

前記隔壁部には、前記箱形接続部側へ突出した形態であり、前記空気層に起因する前記雌側内導体の傾きを規制するリブが形成されているシールド端子。

【請求項2】

一对の雌側内導体と、雌側誘電体とを有し、

前記一对の雌側内導体は、雄側内導体のタブが挿入される箱形接続部を有し、

前記雌側誘電体は、第1部材と、前記第1部材より誘電率の低い材料からなる第2部材とを合体して構成され、

前記雌側誘電体には、前記一对の雌側内導体が並列配置して収容され、

前記第2部材には、一对の前記箱形接続部の間を区画するように配された隔壁部が形成され、

前記隔壁部が、前記第2部材を構成する基板部から片持ち状に延出した形態であり、

前記第1部材には、前記隔壁部の延出端部を嵌合させる受け溝が形成されているシールド端子。

【請求項3】

一对の雌側内導体と、雌側誘電体とを有し、

前記一对の雌側内導体は、雄側内導体のタブが挿入される箱形接続部を有し、

前記雌側誘電体は、第1部材と、前記第1部材より誘電率の低い材料からなる第2部材とを合体して構成され、

前記雌側誘電体には、前記一对の雌側内導体が並列配置して収容され、

前記第2部材には、一对の前記箱形接続部の間を区画するように配された隔壁部が形成

され、

前記隔壁部が、前記第2部材を構成する基板部から前記第1部材との合体方向へ延出した形態であり、

前記第1部材には、前記第2部材との合体過程で前記隔壁部を摺接させるガイド溝が形成されているシールド端子。

【請求項4】

一対の雌側内導体と、雌側誘電体とを有し、

前記一対の雌側内導体は、雄側内導体のタブが挿入される箱形接続部を有し、

前記雌側誘電体は、第1部材と、前記第1部材より誘電率の低い材料からなる第2部材とを合体して構成され、

前記雌側誘電体には、前記一対の雌側内導体が並列配置して収容され、

前記第2部材には、一対の前記箱形接続部の間を区画するように配された隔壁部が形成され、

前記隔壁部は、前記第2部材を構成する基板部から前記第1部材との合体方向へ片持ち状に延出し、且つ延出方向に向かって厚さが次第に薄くなる形態であるシールド端子。

【請求項5】

前記隔壁部に形成され、前記隔壁部における前記箱形接続部との対向面から突出した形態のリブを備えている請求項4に記載のシールド端子。

【請求項6】

前記第1部材に形成され、前記タブを挿入させるための挿入口を有する前壁部を備えている請求項1から請求項5のいずれか1項に記載のシールド端子。

【請求項7】

前記第1部材に形成され、外導体と係止することで、前記雌側誘電体と前記外導体を組付け状態に保持する係止部を備えている請求項1から請求項6のいずれか1項に記載のシールド端子。